

したらひとつ答えていただきたい。

-

はり無罪の言い渡しが確定したという事情がござ

したらひとつ答えていただきた

しまして、ずっと下註で書かれてあるわけですけれど

ましょうけれども、昭和七年に実施を

いすれば、なるべく早くとにかく一定の額を差し上げてとりあえづの補償としたが、こういうこ

それからもう一つぜひお尋ねしたいのは、そういう制度が設けられて、そこにはつて実施がされ

ども、問題は、一日幾ら、こういうことで法律が規定されていゝるつたですか、そう、うまいこと

昭和十八年までの統計が載つておりましたが、それを見るに、補賞を受ける二三になつこつはな

とからとりあえずの金額を、上限と下限を決めて、その中で裁判所に判断してもらう。なお、これについて個々的な事情が仮にあるという場合には、たとえば国家賠償法とかそういうもので対処していくだけ、こういうふうになつておるのでございます。

せんけれども、私はその辺に額が実情に沿わない
という原因がひそんでいるのだというふうに考へ
るわけです。それで不十分ならば国家賠償法とい
うこともありますけれども、これは故意、過失を
要件とするような重大な制約がありますから、な
かなかその足りないところを国賠法で補っていく
ということはむずかしいと思います。

二十五年に法律ができた當時、二百円から四百円ということを決めたことに對する政府委員の説明であります。が、結局諸般の事情を考慮したというようなことを言っておりますが、結論的には、いわゆる達觀と申しますか、ということで金額を定めざるを得なかつたと考えておりますと、こういうことで、いわゆる達觀で決めた、こういうことを言つておるわけです。昭和二十四年の男子の工業労働者の平均賃金が一日三百七十四円、坑内夫が四百二十九円、交通業が三百五十円、これを平均したのが三百五十二円、職人は四百四十八円、こういうふうに当時の資料があるわけですが、それを達觀ということで二百円ないし四百円ということで、しかも實際の実施の状況は、四百円の方ではなしに、その下限の二百円の方におおむねシフトしているという、当時の状況等があるわけですが、そういうことを見ると、それを基礎にして改定されてきた四回の改定というのにはかなりの不合理があるのでないかといふに考へるわけです。しかし、それはいろいろ見方の相違もありましょから、余りその問題に長く拘泥しているわけにいきませんが、もしお答えがありま

したらひとつ答えていただきたい。それからもう一つぜひお尋ねしたいのは、そういう制度が設けられて、それによって実施をされている刑事補償の実施状況でありますけれども、これは法務省の出しております犯罪白書に載っておりますけれども、「刑事補償」という一項目を設けて書いてあるのです。これはまさに不親切きわまるわけですね。これを見ただけは全然わからない。つまり、全体の人員とそれから抑留または拘禁による補償が決定した人員と日数とトータルの金額、これだけしかないわけです。これでは、一人一日平均どうなつておるのか、あるいは該当者がどれだけあって、そのうち何人が請求して、その請求したうちの何人が補償されたのか、そういうことがかいもくわからないわけです。だから、私は、白書としてはまさに不親切きわまると思うのですが、これはどういうことですか。

しまして、ずっと下まで書いてあるわけですけれども、問題は、一日幾ら、こういうことで法律が規定されているわけですから、そういう点からうと、これでは全くわからない、こういうことになるわけです。この辺の事情を……。

○岡垣最高裁判所長官代理者 最高裁判所で、工級裁判所その他で行われた補償に関する決定の運用をどうものとの程度まで調べて、どの程度まで詳しく印刷物なり何なりにして外に出すかとすることなどでございますけれども、今までのところでは、私どもとしましては、例の「法曹時報」という雑誌の中に、時に運用上問題になるようなるとあれば取り上げて発表するということでございまして、個々の補償決定の内容はどうであるかとどうであるかということまでは実はやつておらないわけでございます。いまの一日前当たりの金額が幾らくらいになつてするのがどれくらいあるかという問題も、実は、これも一件一件非常にその内容が、たとえば心喪喪失で無罪になつた場合であってとか、そういやなくて、本人と犯罪との関係が証できなくて無罪になつたような場合であるとか、事情が非常に異なりますので、それをたゞに足して割つてみても余り意味がないのではないかなどなところかといふ考え方もありまして、そこまで出していないといふことです。個々のあれについてこれははどういう内容になつてあるかといふ尋ねがあれば、これはここでまたお答えできると思いますけれども……。

○西宮委員 もし「法曹時報」等で発表しておられるのなら、せめてそういう程度のものは犯罪書に載せるとか、そういうことをやってほしいと思うのです。そうでないと、せつかく法律ができるでも、それがどういうふうに現実に運用されてくるかということは全く国民の目にはわからないことがありますから、そのことを要望しておきたいと思ひます。

昭和十八年までの統計が載っておりましたが、それをみると補償を受けることになったものは五百二十七件、それから棄却されたものが四百四十九件、その四百四十九件というのは、請求した件数の約四〇%に当たるというふうに説明をされている。だから、ずいぶんたくさん的人が補償が受けられ、特に最近になるほど棄却される率というのは非常に低くなつておると思いますが、大体八十九件、その四百四十九件といふのは、請求してしまっておるという状況にあるのですが、これは旧法時代でありますから、新法になつてからは相当改善されていますので、棄却は一名だけでございます。ですから、一セント未満でござりますと九七・八%となつております。それから五十年は九六%、四十九年は九八%、四十八年は九九%でございまして、大体いまは、數十人から百人の請求がありまして、棄却になるものは一名ないし二名というふうな現状でございます。

○岡垣最高裁判所長官代理者 最近の未決の拘束留置、拘禁を受けたことを理由とする補償請求につきまして五十一年の数字を申し上げますと、四十五名請求しまして、決定人員が四十五名でござりますので、棄却は一名だけでございます。ですが、一セント未満でござりますと九七・八%となつております。それから五十年は九六%、四十九年は九八%、四十八年は九九%でございまして、大体いまは、數十人から百人の請求がありまして、棄却になるものは一名ないし二名というふうな現状でございます。

○西宮委員 その点は大変改善されておると思いますが、問題は、該當者の中のどのくらいが請求をしているかということですね。当然に請求できることは必ずしも、それが請求しない、こういう件数が非常に多いのに私どもは大変意外に思つてゐるわけですが、けれども、その点は數字的にわかりますか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 刑事補償の請求可能な人がどれくらいあって、その中で実際に補償を受けた人がどれくらいかという問題でございませんが、実は、これはそのままのものばかりの統計を私は持つておりません。推計は可能でございまして、そういたしますと、昭和四十九年、五十年は五十一年ということで、通常の第一審で無罪の率が五十二%でありますから、これが確定した事件の受理時にどれくらい拘束されておったかということの拘束率を見ますと、三年間

平均で地裁では五六・七%，簡裁では二・五%というものが拘束されていました。したがって、いま申し上げた割合というものがそのまま今度は無罪判決の場合に移っていくという前提で考えますと、これはいま申し上げた四十九年、五十年、五十一年の三年間に確定した人員を見てみますと、地裁では五百三十五人、簡裁では三百七十一人というところでござりますので、先ほど申し上げた地裁では五六・七%，簡裁では二・五%という身柄の拘束率とでも申しましょうか、そういうものを掛けまして補償請求可能人員というものを推定して算出いたしますと、これに対する昭和四十九年から五十一年の三年間の地裁及び簡裁の言い渡した無罪判決の確定を理由として補償請求した者の割合といふものは、地裁では三六・七%ということになつております。簡裁では六六・七%ということございまして、地裁、簡裁の平均は三七・六%というものが一応の数字になつております。

方に弁護人がついておられるわけでござりますて、弁護人がついておられるわけでござりますから、そういうことを弁護人が教えておられないということもないと思います。ですから私どもとしては、あるいは自分がこれで主張どおり無罪になつた、裁判所で認めてもらつたということである程度満足しておられる方が多いのではないかと、いうふうなことも想像するわけでございます。請求の手続がむずかしいとかなんとかいうことでやられないのでないかというふうな御批判があるのは起きたかもしれないけれども、その点は、この補償請求というのは無方式でやれるわけでござりますから、無方式と申しますか口頭でもやれるわけでござりますから、法の求めている方式は非常に簡単なものでございまして、ですから、しようと思われる場合に障害になるような事情はないというふうに考えておるわけでございます。

○瀬戸山國務大臣　いまの、元田中法務大臣が言われたようなことも、これは一つの考え方であるうと思いますけれども、御承知のように、補償法には請求権を認めておるわけでございます。別の觀点から言いますと、請求するかしないか、そういうことをやるかやらないかは国民の自由に任せます。これもまた一つの立場であります。しかも、いま最高裁からの御説明によりますと、多くの場合は弁護士さんがついておる、こういうことでござりますから、反面から見ると、強制的にやらなければならぬということもこれまたおかしいような氣もします。私は願わくは、これは裁判所のことでござりますけれども、あなた、無罪になつたのだから、こういう法律があるのだから請求しなさいよと親切に教えてやるくらいのことは、これは自律行為でござりますけれども、願わしいことだ、かように考えます。

○西宮委員 私、決して言葉じりをとらまえるわけではありませんけれども、強制的にやるのはどうかというお話だが、強制的という場合には権利を制限するとか義務を課するとかいう場合だと私もおかしくない。これはひとつ研究をしていただきたいと思います。いま即答いただかなくても結構ですから、私は当然そうなるべきだというふうに考えますので、御検討をお願いしたいと思います。

最高裁にお尋ねをしますが、非常に該当者が少ない、わけても死刑囚については一件もないわけですね。これはどういうふうに理解をされますか。私はそれはこの前の委員会でもお尋ねをしましたが、したがつて役所流にこらんになれば、役所の説明としては、要するにそれは捜査が完全に行われておる、あるいは起訴便宜主義が行わられておる、そういうことで、そこで十分あるいにかけて

おるから、後で無罪になるという者が少ないので、こういうふうに役所としてはお答えになると、思うのであります。しかし私は、死刑囚についても、誤判によって死刑が宣告され、そうして死刑が執行されてしまった、こういう例は決して皆無ではないと思うのです。私は、それが全然出でこないというのは、死刑が執行されてしまうと、ほとんどその前にみんな再審の請求をするわけですが、けれども、再審がほとんど取り上げられない、これは暁の星のごとくりょうりょうたるものであります。したがつて、再審の門がきわめてかたいといふとから、再審は得られない、こういうことで死刑囚についてのいまの該当者が一人も出てこないと、いう結果ではないかと思うのだが、いかがですか。

○岡垣最高裁判所長官代理人　いまの問題にお答えする前に、先ほど法務大臣から、裁判所の方で少し説明してやつたらというふうなお話をございましたので、その点について申し上げますと、それは国会でもいろいろ御注意いただきまして、裁判官の会同の場合などに、私どもの方で、刑事補償の請求ができるのだぞということを被告人に説明してやるようなどいうような指導はしているわけでございます。

それからその次の、いまの問題になるわけでござりますけれども、裁判所の方といたしましては、要するに無罪の判決がないことは補償の問題というのは起き得ないわけでございますので、それで、死刑確定して執行された者から出ないのは、これは何とも申し上げようもないわけでございます。したがいまして、問題は、今まで死刑確定して執行された者に対する再審の門が狹過ぎたのではないか、こういうお話になると存じますけれども、私どもとしましては、裁判所は再審の、法律の定められた開始の要件があるかどうか存じますので、個々具体的な事件について、その取り扱いなり何なりがよかつたか悪かつたかといふこと、それそれ具体的な事件について、それぞれの裁判所が考えておやりになつたことと存じますので、個々具体的な事件について、その

うことを私どもから申し上げる立場ではないと考
えるわけでございます。ただ、最近の様子をごら
んになるとおわかりのように、いろいろあちこち
で再審の請求がありまして、また中には始まつた
ものもあるわけでございますので、その辺は、私
どもとしては同じ考え方であろうとは思いますが
れども、事件数があえてきていることは間違いない
こと存じます。

○西宮委員 原因はまさに、再審の門が非常にか
たいということにあるのだと私は思うので、した
がつて、ぜひ再審の門をもう少し広くしてもらいたい
ということを私がばかりの一つ覚えのようにな
言つておることですが、これは大臣も、御返事を
聞かなくとも結構ですから、ぜひ考えておいて
いただきたいと思います。

要するに、そういう死刑の宣告を受けた者で、
それが再審の結果無罪になるというような者が出
てこないと該当者がないということになるわけですが、
今日まで再審の結果無罪になつた人はたくさん
ありますけれども、死刑囚で無罪になつたとい
う人は一人もないですね。私はそう思ひます
が、実態がそのとおりだということではないと思
います。再審をしてみれば判明する。しかし死刑
でも執行されてしまふと、もう該当者が死ん
じやつているのですから、非常に死刑執行後では
困難だということはよくわかる。ですから、そ
ういうことになる前にぜひもう一遍再審をしてみ
て、その結果どうであるかということが判定され
れば、これはそれ以上やむを得ないとと思うので、
とにかく何とかして再審の門をもつと広げてもら
うということを強く強くお願ひしておきたいと思
います。

この法律の提案者は法務省ですから、これは刑
事局長の御所管だらうと思ひますが、いま死刑の
場合ですね、該当者がないのであります。しかし、
法律としては千五百円というものは今回
据え置きになつてゐるわけですね。これはいつ何
どきその該当者が出ないとも限らないのですか
ら、やはり訂正しておくべきではないでしょ
う。

か、どうですか。

○伊藤(學)政府委員 一般的刑事補償の定型化さ
れました金額は、財産上の損害とそれから精神的
な損害に対する慰謝料の両方を含んで定型的な
金額が決められているわけですが、死刑の場合に
つきましてはやや趣きを異にしておりまして、一
千五百円という現在の額は慰謝料に相当する額
となつております。そのほかに財産上の損失があ
ればそれを上乗せしてお支払いをする、こうい
うたてまえになつておるわけでございます。

さてそこで、その死刑の執行を受けたというこ
とに對する慰謝料の額、これが何ほどであるべき
かということは、はなはだ算定に困難な問題でござ
ります。考えれば、幾らお金を上げても上げ過ぎ
ということはないわけでございます。非常にそ
ういう点で困難でございますが、最近におきます
交通事故等でよく裁判事件になります死亡事件に
おきます慰謝料の額でございますとか、あるいは
は、余りびつたりしたものではないと思ひますけ
れども、自動車損害賠償法によります死亡の
場合の保険金額、こういうものを横目でにらんで
おるわけでございます。この前この法律を改正し
ていただきました際に、死刑執行に関する補償の
政府原案は一千円といふことでお出しをしたの
でございますが、たまたま同じ国会でいわゆる自
然法の保険金額が一千五百円に引き上げられた
ということがございまして、それを国会におかれ
ました後も横目でごらんになつて、やはり一千五百
円が相当ではないかということで御修正をいただ
いた経緯がござりますが、私どももそういった最
近の民事訴訟におきます慰謝料の額あるいはそ
いつた自動車事故によりまして人が亡くなられた
場合の保険金額、こういうものを参考しながら考
えてまいりたい。そういう意味におきまして、今
回はその辺の事情が五十年と変わつておりません
ので、一応据え置きかせていただいたおる、こうい
うわけでございます。

なお、この点については、先ほど申しましたよ
うに、幾ら差し上げても差し上げ過ぎといふこと
はないわけでございますから、万一の場合を想定
しまして、いかにあるべきか、根本的な問題の検
討を続けたいと思います。

はないわけでございますから、万一の場合を想定
しまして、いかにあるべきか、根本的な問題の検
討を続けたいと思います。

○西宮委員 検討を続けるというお話をあります
からこれ以上申し上げませんが、いまの自動車事
故などの場合は、これは関係者もあきらめがつく
ら、これはもう本当に何を恨んでも恨み切れない
と思うのです。残された家族たちにとっては、ま
上乗せして執行されてしまったということになつた
から、自賠責に右へならえするというのは私はき
かれて不合理的だと考へるわけです。しかも衆議
院で政府の原案の一千円を千五百萬に修正をし
たとき参議院に持ち込んだわけですね。その
とき参議院に持ち込んできました衆議院の代表
は、参議院に参りました、この修正額も「必ずし
も十分なものとは思われませんが」と、こうい
う年になつて、これを参議院に持ち込んだわけですね。
そこで、これをおこなうと、この修正額も「必ずし
も十分なものとは思われませんが」と、こうい
う年の説明みたいな形でこういう説明をしてい
ます。だから、その千五百萬に直したけれども、
それでも十分とは思わないというふうに昭和五十
年に言つてゐるわけですから、今回は昭和五十年
の説明みたいな形でこういう説明をしてい
ます。だから、その千五百萬に直したけれども、
それでも十分とは思わないというふうに昭和五十
年に言つてゐるわけですから、これは昭和五十年
の説明みたいな形でこういう説明をしてい
ます。しかし、いまお話しのよう、こういう点は
徹底的に研究するということでありますから、こ
れ以上申しません。

に、受けた苦痛は非常に大きいので、したがつて
一日当たりの単価も高く見るというのが当然だと
思うのですけれども、逆に期間が長い場合には単
価を少なくしていいというような例がかつては
あつたわけです。最近はどうでしょうか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 私の見ましたとこ
ろでは、従前もそうでございますけれども、比較
的低いのは、要するに無罪の中でも心神喪失と申
しますか、酒を飲み過ぎてその間にやつたとか、
あるいは精神異常があつたとかいうふうな場合、
それから犯情といいますか、無罪になつたわけ
ですが、それに至るまでの事情というものは、被
告になつた方の側にも多少これは問題があると
いうふうな事情、そういういろいろな事情を考え
られた結果低いものは見当たりますけれども、被
告人が本当に無罪であつたというふうなものは大
体最高限に近いところで出しているというふうに私
は考えております。

○西宮委員 いま御答弁のありました責任無能力
者ですね、それに対しても低いというのがあるけ
れども、これは現実にそうなんですね。最下限を
いつてはいるというのが大半だという統計が出てい
るわけです。いま御答弁のように、たとえば酒を
飲んで酔っぱらって事故を起こしたというような
こともありますけれども、そうではなく
て、重大犯罪を犯して、しかもそれが心身障害
者、心身薄弱者、要するに責任無能力者というこ
とで無罪にするということは国民感情として許し
がたい、そういうところから來てゐるのじゃない
かと私は思うのですけれどもね。もしそうだとす
れば、これは責任無能力者なんですから、それに
対してそういう悪いことをしたのに補償してや
るのは全くけしからぬ、そういう気持ちが裁判当局
にもあるというようなことであるとこれは大変に
問題だと私は思うので、決して酒を飲んだ酔っぱ
らいというようなことだけではないと思うので、
ちょっとそのところだけ実態を説明してください。

○岡垣最高裁判所長官代理者 問題は、もう一つ
この点についてお聞きいたしましたように、
高裁にもう一遍お尋ねいたしましたが、賠償の
上限と下限が決まつてゐるわけですから、こ
れ以上申しません。

最高裁にもう一遍お尋ねいたしましたが、賠償の
額が非常に多いというふうに私は思うのですけれど
も、特に期間が長い該当者にとっては、つまり身
体の拘禁をされた期間が長い者ほど単価が少ない
ことでもどうも下限にしわ寄せされているという例
が非常に多いというふうに私は思うのですけれど
も、少し私の見た資料が古いので、最近はそういうこ
とは全くないということであれば了解いたします
が、どういうことでしょうか。長ければむしろ逆
に、受けた苦痛は非常に大きいので、したがつて
一日当たりの単価も高く見るというのが当然だと
思うのですけれども、逆に期間が長い場合には単
価を少なくしていいというような例がかつては
あつたわけです。最近はどうでしょうか。

前の問題から申し上げるのは恐縮でございますけれども、たとえばいわゆる弘前大学教授夫人殺し事件がござりますけれども、このときの一日当たりの補償金額というは三千二百円で最高額が出ています。この日には四千三百七十四日ということです。それからいわゆる加藤老事件でございますが、これも三千二百円で現行法の最高額ということで出ております。したがいまして、常識的にだれが考へてもこれはと思われるものは最高額で出しているのが通常であろうと思います。

それから無罪の場合でござりますけれども、これは刑事補償の金額というものが定型的に決められて上限と下限がある。したがって、裁判所としてはその幅の中のどの辺に置くかということをいろいろな事情を勘案しまして決めるわけでございます。それは刑事補償法の中にも、裁判所の考えるべき要件が、捜査機関の方に過失があったかなかつたかとかいろいろな事情を考へて決めるわけでございます。同じ定型的な補償と申しても、形は定型でございますけれども、中身はそれを逆にいろいろな支出が要つたとか、そういう物的なもののはかに精神的な損害を受けたとかいろいろな事情があるわけでございますけれども、その無罪になつた人間の中で、職がなかつた方だとかあるいはその当時収入といふものがほとんどなかつた方だとかといふことになりますと、やはり拘束による財産上の損害というものは通常働いている人に比べれば少ないわけでございますので、ある意味で精神的な損害の面だけに限られ、内容的には分けられませんが、観念的にはそういうことになるわけでございます。そういう点を考えてその幅の中でランクづけをする、そうすると低くなつてくるという事情にあると存じます。

○西宮委員　国家賠償法の場合には、今日までの実情を見るとゼロという人が非常に多いわけですね。これはむろん法律第何条でしたか、いわゆる賠償法の方で十分に償いがついているという場合には、とにかく両方合わせて補償するということになつていてから、そっちで十分間に合つてないというならばもちろん差し支えないわけだけれども、必ずいぶんゼロの人が多いわけです。これは一体どうなのか。国家賠償法に基づく損害賠償ということが十分に機能していないのではないかということを私は懸念するのですが、それはいかがですか。

○伊藤(樂)政府委員　ただいま御引用になりました資料、私はつまびらかにいたしませんが、国家賠償法の場合には故意、過失の立証ができないと敗訴したというケースが数からすると非常に多いように思います。ただ勝訴の場合には必ず何らかの金額が主文で提示されておるのだろうと思ひます。ですから、ただいま御引用になりましたのは、國家賠償法に基づく損害賠償請求したけれども勝てなかつたというのが多いのではないかと思います。その理由は、当該官憲等の故意、過失が立証されなかつた、こういうふうに思つております。その理由は、当該裁判等の故意、過失が立証されなかつた、こういうふうに思つてあります。

○西宮委員　せっかくこういう制度ができながら十分に機能しないというようなことがもし仮にあるとすれば大変に残念なことでございます。ですから、そういうことにならないよう、今日までその点はずいぶん留意しておられると思いますけれども、重ねて注意を喚起しておきたいと思います。

これは法務省の古い資料でありますが、昭和三十九年の法務省のお役人井上五郎さんという方がおりますが、この人が書いた論文の中には「無実の人がいわゆる誤判の結果有罪の宣告を受けて悲劇であるばかりでなく、その国家社会につても救いがたい悲劇である」こういうふうに冒頭で書いているわけです。そしてこの刑事補償法の説明をしているわけですけれども、これはまさかの説明をしていて、この井上さんという人の言うとおりだと思います。国家社会にとって最大の悲劇だというふうに間違いないと思うので、そういう事態が起こるには、とにかく両方合わせて補償するということをまず第一に努力しなければなりませんし、起こつたならばそれに対し十分な手当てをするということが当然だと思うのです。そこで、要するにこれは大変議論の分かれることに間違いないと思うので、そういう事態が起こるには、とにかく両方合わせて補償するということになつてから、そっちで十分間に合つてないところだと思ひますけれども、そういう該当者はつまり無実の人が罪になつてしまつた、こういう結果は、結局、社会全体の治安を守っていくというのがいまの国家の責任だ、その際に、したがつて、途中で逮捕をしたり勾留したりあるいは裁判を行つたり、そういう間に非常に、本人としては耐えられない苦痛に耐えていくとか、そういうふうに思つてあります。その理由は、当該裁判等の故意、過失が立証されなかつた、こういうふうに思つてあります。その理由は、当該裁判等の故意、過失が立証されなかつた、こういうふうに思つてあります。その理由は、当該裁判等の故意、過失が立証されなかつた、こういうふうに思つてあります。

○西宮委員　おおよそ司法に携わる者といつたましましては、一人の無辜をも罰してはならない、これは常に考えておかなければならぬことであると思ひます。しかし実際の社会現象として、きわめて残念なことであります。裁判の結果やつと無罪になるという方がおられることが多いためです。国家社会にとって、その見解はどうなんですか。

○伊藤(樂)政府委員　およそ司法に携わる者にとっては、その本人や家族とともにこの井上さんという人の言うとおりだと思います。国家社会にとって最大の悲劇だといふことは、とてもよくあります。たとえば一般人は、たとえば役人ならば、国家公務員、地方公務員あるいは公共企業体に勤務をする人、こういう人などはいずれも休職になるわけですね、そして給与はもらえないという、これは制度化されておるわけです。そういうことなり、あるいはたとえば一般的な困難を味わうわけですね。ことに、たとえば民間会社等でも、起訴された場合には休職処分にするというようなことは、おおむね労働協約なり就業規則なりに決められているというような例が多いと思うのですね。そういう実に厳しい状態に置かれるのだけれども、それが補償の対象にならぬといふことは大変な矛盾だと思うのですが、それはいかがですか。

○伊藤(樂)政府委員　起訴されました被告人でありましたも無罪の推定を受けるという、これはたゞいよいよたてたまえといたしまして、現在の刑事司法の運営上、起訴されたということで、たとえば新聞で「君」が取れたりするような一般的な社会的評価がございます。したがいまして、そういうことによりまして、被告人となつたことによって受けられる有形無形の損害といふものは確かに存在するのを否定できないと思います。しかしながら、そういう観点から見てまいりますと、他にもやはり国や行政処分等で非常な不利益を受けるというような場合も考えられますし、あるいは裁判類似の制度で申し上げれば、海難審判とか特許の審決とか、いろいろなものでそういう事態が生ずる場合があるわけでございます。

したがいまして、刑事補償がいまとつておりまでは、とにかくにも、身体の拘束とか特許の審決とか、いろいろなものでそういう事態が生ずる場合は、とにかくにも、身体の拘束といふような、人間の基本的な人権の最も大事なものであります自由が奪われたというものに対しても

ず補償して差し上げようというのが現在の制度でございまして、御指摘のような観点は確かにござります。この問題については、広く、国の行政行為によって被害を受けられた方と、そういうものの大所高所に立って検討しながら、将来の課題として研究していくなければならぬと思います。先般稻葉委員の御質問の中であつたと思ひますけれども、一部外国ではそういうものも取り入れかかっているところもありますので、鋭意検討をしていきたいと思います。

○西宮委員 これは大臣にもお尋ねをしたいのです。ありますが、いまの制度は、大臣も御承知のように身体の自由を拘束されたというものだけが補償されるわけですね。しかし、たとえば起訴されると、それは一家眷族、もう世間に顔向てもできないというような状態に陥るわけですね。いまは当事者主義が徹底しているから、被告人と検事は全く対等の立場にあるというようなことは、制度上はそういう制度ができるけれども、実際問題として、社会的にはそんなものは全く通用しない。対等どころか、いやしくも起訴されたといふやうなことになつたら、それでもう社会的には葬られてしまうというのが現実なんですね。そういうふうのですが、いかがですか。

○瀬戸山国務大臣 刑事事件にかかるわらず、國家

行政によつて損害を受けた、こういう場合には国家賠償法もあるわけでございますが、いま言われたようなこともござりますので、刑事局長から申し上げましたように、よく検討してみたいと思います。

○西宮委員 それじゃ、十分検討するというお話

でありますから、ぜひそういう方向で検討してい

ただきたいということを申し上げておきたいと思

います。

それから、そういう意味で、さつき申し上げた

ように、本人にとりましては、全く想像できない

ような苦痛にさらされるわけです。これは、國と

しては社会の治安を維持する任務を持つているのだから、そのためにはそういう問題が起こつても、それはある程度本人の受忍義務だ、国民としての受忍の義務だ、こういう考え方が恐らく説明としてなされるのだと思うのですけれども、私もある程度の受忍義務とすることを否定はいたしませんけれども、しかし、さつき申し上げたように大変な苦境に立つ。したがつて、検事と被告人は対等の立場だと言ひながら、本人の身になつてみれば、全く針のむしろの上に座らされているわけですね。そういう状態が続いていく。こういうのでは、さらにそういう状態が長く続いて、やがて幸いにして無罪の判決を受ける。これは現在の一審、二審、三審の制度の中でもいいでしようし、あるいはまた、確定したやつが再審で覆るということもいいと思うのですが、とにかく無罪になるというときに、私は裁判所は——これは、そこまで行つた過程が裁判所だけの責任ではありませんよ、捜査段階から司法警察官あり、あるいは検察官あり、そしてまた判断をする裁判官がある。こういうので、裁判官だけの責任ではもちろんないのだけれども、しかし、司法警察官の捜査あるいは検事の捜査、そういうものをちゃんと見きわめをつけて、あくまでも適正妥当な判断をしなければならぬというときに判断を誤つた、そういう途中に事故があつたやつを気がつかなかつたということがあれば、それは裁判官のミスだということになります。裁判所としては、必ずしも裁判官だけが悪いと言つてゐるわけではありませんけれども、そういう裁判の全過程を通じてミスがあつたといふので無罪になつたといふことになります。

○西宮委員 いま御答弁のように、裁判官としては何らの責任も感じないのか、私はその点が非常に不思議なんです。もつとわかりやすく言えば、無罪の判決をする、だから本人にとつては何らの責任も感じないのか、私はその点が非で一切が帳消しだというふうにお考へなのかも知れませんけれども、われわれ一般市民の常識からすれば、そのときに、今までこれだけの苦し

みを与えて済まなかつた、申しわけなかつた、こないう気持ちがどこかに発露するというのが当然だと思うのだけれども、裁判においては全くそぞうミスがあつて人に迷惑をかけたということがあれば、これは大変遺憾である、申しわけなかつたという意思表示はどこでもやるわけですね。裁判行為というのは国家権力そのままの行使でありますから、したがつて、そういう意味でやらないのだというふうに言われるかもしれないが、私はそうじやないと思う。それはたとえば行政なんかは、国家の意思を体していろいろな行政をするわけですね。そういう意味で、裁判所としては逮捕状の問題にしましても裁判所が令状を出すわけがありますし、初めからタッチしてきているわけあります。そういう意味で、裁判所としては逮捕状の段階では公判の場合のように両方の言い分を聞いて、片方だけの言い分でこれは相当と思えればやらなければいかぬ、またそうると法律に書いてあるわけでござりますからそうせざるを得ないわけありますけれども、しかしその場合でも過ちのないよう十分いつも神経をとがらし、また結局は人間の判断力に頼ることになりますので、研さんを積まねばならぬということだろうと思います。ですから、率直な感じとしましては、無罪の判決に至つた場合には、本当に無辜の人を救えてよかつたという気持ちが強いことは事実でござりますが、しかし、それだけで満足してはいけないわけでありまして、御指摘のとおりに裁判官は捜査の場合にも常に関与し、審理の場合に至つては主導者でありますから、小心翼々として一人の無辜を出すことがないよう、またそういう結果だけではなくて、そういうことが事前に防げる場合にはできるだけ防げるよう努力すべきであると仰ふうに考えております。

○西宮委員 いま御答弁のように、裁判官としてはあると思うのだけれども、無罪にしてやることは無罪にしてやることができよかつた、御本人もそれ以上の満足感があると思うのです。それはあると思うのだけれども、無罪にしてやることは無罪にしてやることができよかつたという感情と同時に、本人にとつては長い間全く大変な苦痛を与えたわけですね。それができたよかつたという感情と同時に、本人にとつては長い間全く大変な苦痛を与えたわけですね。それは済まなかつた、申しわけなかつた、こないう気持ちがあつてしかるべきだと思うのです。

○瀬戸山国務大臣 前にもこの席で申し上げたとおり裁判官たる者は、そういう誤判についての判断はこういう態度で対処すべきものだといふふうに私は考へるのですが、法務大臣、私は当然そあるべきだと考へるのですが、いかがですか。

になつておるわけでございます。しかし、裁判官の立場で白紙の状態からしさいにその証拠を調べて無罪になつた、みずから無罪を宣告する、こういう場合には、先ほど最高裁の刑事局長からお話をありましたように、裁判官としては多くは非常に喜びを感じると私は思います。よかつたと、こういうことを感ずると思います。それから、そうではなくて、そこまで発見できなくて、いろんな証拠によつて裁判官は有罪と確信をして有罪を言い渡した、それが上訴されて、上訴審で無罪になつた、そういうときに非常に心が痛むものであります。私の経験でもそうですが、申しわけなかつたという気持ちは全部の裁判官が私は持つておると思います。ただ、いま引用された小林裁判官は過去の裁判に対してそういう気持ちは出された、こういうことであります。すべての裁判官は、それを外に出さないにかかわらずもちろんそういう気持ちを持つて裁判に当たつておると私は本当に確信して疑いません。

○西宮委員 裁判官はみんなそれぞういう気持ちを持っている、このことを十分確信をするといふお話だったので、恐らくそだらうと私も思

いますが、もしうなれば、ぜひそういうことを

何らかの形で意思表示をするということが当然あ

るべきだと思う。小林裁判長は判決の中にそのこ

とをうたつたわけですけれども、一々判決に書く

のが繁雑だといふならば、たとえば法務大臣が談

話を発表するというようなことでもいいと思うの

ですよ。私はぜひそういうことを考えていただきたいと思う。要するに私が言いたいのは、裁判と

いうのは全くの国家権力そのものの立場で国民と

相対するわけですから、われわれは国家権力を行

使しているんだ、したがつて、そういうおわびす

るなんといふのはとんでもない、そんな気持ちで

はなしに、何らかの形でそれをやるべきだ。これ

は裁判官でもいいし、あるいは場合によつたら法

務大臣でも結構だと思う。つまり行政機関として

の法務大臣でも結構だと思うのですが、そういう

ことを考えていただきたいと思う。

6月号であります。しかし、これは中央公論の

去年の八月号であります。「ある再審請求者の人

身になつたわけです。しかし、これは中央公論の

今年の八月号であります。この人は六十一年ぶりでやつと青天白日の一

すね、この人は六十一年ぶりでやつと青天白日の一

一遍お答えください。

○瀬戸山国務大臣 これは社会の人間の気持ちで

ござりますから、二つの場合を比較してのお話で

ござりますが、それをとくここで批評する立場

にはございませんけれども、私は、気持ちとして

は、長い間そういうことで苦痛を受けられた人

が、いわゆる晴れた、こういう場合に、お互に

喜んでやるという方が好ましい人間の社会だと思

います。

それから、さつきお答えいたしましたのにつけ

加えておきますが、裁判官の立場としては、よく

言われますけれども、裁判官は事件に対してもこ

れは気持としては神のような気持ちで、純粹に真

実を見つようと努力して、たまには、これは実

例があるわけですが、結果においては

誤判に陥ることもありますけれども、裁判官は弁

解せずという一つのまた慣習というのか金言とい

は、さつき岡垣局長が弘前大学の教授夫人殺し事のありましたように、裁判官としては多くは非常に喜びを感じると私は思います。それから、そういうことを感ずると思います。それから、そうではなくて、そこまで発見できなくて、いろんな証拠によつて裁判官は有罪と確信をして有罪を言い渡した、それが上訴されて、上訴審で無罪になつた、そういうときに非常に心が痛むものであります。私の経験でもそうですが、申しわけなかつたという気持ちは全部の裁判官が私は持つておると思います。ただ、いま引用された小林裁判官は過去の裁判に対してそういう気持ちは出された、こういうことであります。すべての裁判官は、それを外に出さないにかかわらずもちろんそういう気持ちを持つて裁判に当たつておると私は本当に確信して疑いません。

○西宮委員 裁判官はみんなそれぞういう気持

を持ちを持っている、このことを十分確信をするとい

うお話だったので、恐らくそだらうと私も思

いますが、もしうなれば、ぜひそういうことを

何らかの形で意思表示をするということが当然あ

るべきだと思う。小林裁判長は判決の中にそのこ

とをうたつたわけですけれども、一々判決に書く

のが繁雑だといふならば、たとえば法務大臣が談

話を発表するというようなことでもいいと思うの

ですよ。私はぜひそういうことを考えていただき

たいと思う。要するに私が言いたいのは、裁判と

いうのは全くの国家権力そのものの立場で国民と

相対するわけですから、われわれは国家権力を行

使しているんだ、したがつて、そういうおわびす

るなんといふのはとんでもない、そんな気持ちで

はなしに、何らかの形でそれをやるべきだ。これ

は裁判官でもいいし、あるいは場合によつたら法

務大臣でも結構だと思う。つまり行政機関として

の法務大臣でも結構だと思うのですが、そういう

ことを考えていただきたいと思う。

○西宮委員 裁判官が心のうちで喜びを感じた

結果だらうと思いますけれども、その後市民の中

に、那須さんに対する那須さんの労とあります

か苦痛をねぎらおう、そういう考え方が非常に広く

広がつて、弘前の市長が先頭に立つて那須さんを慰める、激励する、こういうことをいろいろ形

でやつているわけです。市の広報機関を通じて

やつていてるわけです。私は知人を通じてそういう

情報を集めてみたのでありますけれども、非常に

熱心にそういうことをやつていてる。したがつて、

いま那須さんは弘前の町を歩いても、出会いうと、

ところが、もう一人の加藤老、加藤新一さんで

すね、この人は六十一年ぶりでやつと青天白日の一

一遍お答えください。

○瀬戸山国務大臣 これは社会の人間の気持ちで

ござりますから、二つの場合を比較してのお話で

ござりますが、それをとくここで批評する立場

にはございませんけれども、私は、気持ちとして

は、長い間そういうことで苦痛を受けられた人

が、いわゆる晴れた、こういう場合に、お互に

喜んでやるという方が好ましい人間の社会だと思

います。

ちよつと一つだけお尋ねをしますが、法務省の

刑事局長、例の被疑者補償の点は法務省の訓令で

出ているのですが、これはやはり今回改正します

ね。

○伊藤(築)政府委員 ただいま御審議いただいております法律が成立いたしましたら、直ちにそれ

に合わせて金額を改定いたしたいと思います。

○西宮委員 私は警察からも来ていただいており

ますのでぜひお尋ねをしたいのであります。

さつき申し上げた例の弘前事件、あの弘前事件に

ついて私はこの前国会で議論をいたしました際

に、私は、あの弘前事件についてはその捜査の段

階において間違いがあつたのではないか、間違い

というものは要するにでつち上げがあつたのではないか

とか、いかということを言つたわけがありますけれども、それに対して、当時の佐々参考官は「警察と

いたしましては、眞実の追求ということを基本

に、証拠主義の原則に基づきまして捜査を実施い

たるものでございまして、途中を略しまして犯人をでつち上げるということはいたしません。」こういう答弁をされたのであります。その前に、福田一大臣でありますが、福田大臣は、私が警察の捜査段階におけるでつち上げというようなことはあるのではないかということを質問いたしましたのに対して「しかしました、多数のうちに御指摘のようなことが絶無であるとは言い切れません。」「絶対にないかとおつしやれば、それは絶無と考えるわけにはいかないと思つております。」

答弁の方が正直だ、こういうことで答弁を打ち切つたのであります。あのときの、いまさら繰り返す必要もありませんが、再審における仙台高裁の判決は、徹底的にその捜査段階におけるでつち上げだ、でつち上げというような言葉は使わなければ、そういうことを痛切に指摘をしたわけですね。もう一遍大事な点でありますから申し上げておきたいと思いますが、引用しておきます。「本件白シャツにはこれが押収された当時は、もともと血痕は附着していなかつたのではないか」という推察が可能となるのであり、そう推察することによって始めて前記のそれぞの疑問が解消する。こういうことを言っておるわけですね。ですから、当然に捜査の段階において、最初に押収されたときには血はついてなかつた、そう考へる以外に道はない、こういうことを言つておるわけですね、判決で。ですから、言葉はあえてそこらに取り寄せてみたのであります。それも、そのことを言つておるわけです。

ところが最近になりまして、この間地方の新聞にも大きく報道されましたけれども、私それでさるに資料を取り寄せてみたのであります。それを見ると明らかに捜査の過程において間違いがある。たとえば、これは昭和二十四年の事件でありますけれども、昭和二十四年の八月二十二日に警察署から担当警察官が逮捕状の請求をしているわけです。それによると、該当の「該ズック靴を松木明博士に鑑定方依頼の結果、被害者と同様B型

なることと判明」云々と書いてあるのであります。が、しかし、その時点では松木明さんの鑑定書は「血液型は試料不足のため検出不確實であつた」。こういうふうに書いてあって、血液型は判明しないといふことが書いてあるわけですよ。これは、こういう逮捕状あるいはまた逮捕状の請求書、それは早く提出をしてもらいたいということを弁護側が要求をし、あるいは裁判所からもそれを勧告しておった。にもかかわらず、その捜査の過程といいますか、裁判の過程ではそれが提出をされなかつた。新聞の言葉をかりて言えば、もしそのとくに出ていたならば那須さんは二十八年間の苦しめは受けずに済んだであろうというふうに報道をしておるわけですが、私はこういうことが行われるというところにそもそもその重大な間違いがあるので、ぜひそこの点について説明をしてもらいたいと思います。

○加藤説明員 いま御質問の弘前大学の教授夫人の事件につきまして、これは何しろ古いことでござりますので、当庁にはそういう詳細な関係記録といふものが実在しないわけでございます。それで、いろいろ調べましてもなかなか断定的なことは申し上げられませんのですけれども、判決はこれは真摯に受けとめなければいかぬと思います。

それで、たゞいま御指摘の白シャツが押収された当時、血痕の付着云々というふうなことでござりますけれども、こういうふうな証拠の採取に疑惑を生ぜしめるような検査のやり方があったといふことでございますれば、その点はこれは十分に反省をしなければいかぬということをございます。前回佐々参考官がお答え申し上げましたように、事実に基づきまして科学的に、合理的に検査を進めるというのが、これが私どもの指導理念でもございます。現実に一線の検査もそういうふうに行われておるというのでござりますけれども、そういう数多くの中に、いま申し上げましたようなそういう疑惑を生ぜしめるというふうなことがござりますれば、これを絶対にするようさらにお気の毒なことに、もうとつくの昔に刑期を終

きたいと考えております。

○西宮委員 本庁にはその当時の古い資料がない。そういうならば、それも当然なことだと思います。しかし現地では——現地では、私もその資料を手に入れたのだけれども、明らかにいまのような矛盾があるわけですね。こういうことではあいう事件が起こるといふのがだしやむを得ないと考へるを得ないのをしてもらわなければならないと思います。

私がたびたび申し上げただけども、どうも最初にいわゆる見込み捜査ということで、この那須さんの場合なんか全く見込み捜査の間違いを起こしやすいという例を私もこの委員会の席上で何回か申し上げましたが、ぜひこれも耳に入れておいてもらいたいと思う。

それは、例の丸正事件の原因となつた鈴木一男さんという人ですね。私は最近もこの一男さんと一緒に人の姉さんに会いましたので、もう八十近いお年寄りではありますけれども、この人などは絶対に自分の弟は無罪であるということを信じて、弟を思う心情というか私も非常に感激をしたの公判は一回も欠かしたことがないし、今日現在で骨折りたいと思うので、ぜひそういうことを含んでおいていただきたいと思います。

さつきの那須隆さんの場合などもこれは当然なことはありますようけれども、一家、全く非常な悲惨な生活になつてしまつて、この人はお父さんとお母さんとあって、そもそもこの人の家は弓の名人那須与一の末孫なんだそうであります。したがつていろいろな家宝類などを持つておったものを、全部売り払つてしまつて全部裁判の費用に使つてしまつた。姉と妹が六人あって、弟が二人あるのですけれども、これが全部就職をしてしまつた。結婚をすれば離婚をさせられるといったよなあらゆる悲劇を経験していります。

最後に、私は刑事補償法ではありませんけれども、この前改正された刑事訴訟法によって裁判費用を補償するということが行わるようになつたことがあります。そういう人がいま裁判闘争をしていて、そこで冤罪よろしきを得てあめとむちでドロを吐かした。それが原因になつてしまつた。それでお氣の毒なことに、もうとつくの昔に刑期を終えて出でてきているのであります。が、だれも世間が相手にしてくれないわけですね。それで、本人はその過去を伏せて就職をしても何かの機会にそれがばれてしまふと、ということになると、すぐそこは首になつてしまふというので、そのいまのたつた一人の姉さんにも全然自分の居所を明かさないわけです。ただ、ときたま電話をよこす。電話で達成だということを言つてくるというだけで、本当に世間をはばかって隠れている。こういうことをお見せてもらいましたけれども、これは私は完全な見込み捜査が生んだ悲劇だというふうに考えざるを得ないわけです。何かまた機会がありますなら、私も警察にもそういう材料などを提示してもよろしいと思いますけれども、とにかくこの人が無罪になると、ということのために私も一生懸命骨折りたいと思うので、ぜひそういうことを含んでおいていただきたいと思います。

相手にしてくれないわけですね。それで、本人はその過去を伏せて就職をしても何かの機会にそれがばれてしまふと、ということになると、すぐそこは首になつてしまふというので、そのいまのたつた一人の姉さんにも全然自分の居所を明かさないわけです。ただ、ときたま電話をよこす。電話で達成だということを言つてくるというだけで、本当に世間をはばかって隠れている。こういうことをお見せてもらいましたけれども、これは私は完全な見込み捜査が生んだ悲劇だというふうに考えざるを得ないわけです。何かまた機会がありますなら、私も警察にもそういう材料などを提示してもよろしいと思いますけれども、とにかくこの人が無罪になると、ということのために私も一生懸命骨折りたいと思うので、ぜひそういうことを含んでおいていただきたいと思います。

○伊藤(衆)政府委員 御指摘のよう、先般刑事訴訟法の一部改正におきまして費用補償という制度が新たに認められたわけでございまして、これは先ほど御指摘いただきました、いわば身体の拘束を受けなかつた被告人に対する補償の一部の実現という見方もできようかと思うわけでございますが、それを今度は検査段階の費用にも押し及ぼすべきではないかという御指摘のようでございますけれども、確かに一つの検討すべき事項であると思いますけれども、現在の裁判所における手続のよう、公判期日に必ず出頭しなければならないとか弁護人がほとんどの場合についておる、こういうような事態と、それから検査の段階の事態と必ずしも同一の状況ではございませんので、そこら辺もよく確かめながら今後検討していくべき問題だと存じております。

私はぜひ、むしろ正式に裁判が開始される前のそこでの負担、これを考えてやらないと、その被告に対する救済もまさに画竜点睛を欠くといふふうに思うので、たとえばいま捜査段階における問題について御説明があつたけれども、再審等も再審までの段階、これは性格的には捜査の場合と同様かもしれないけれども、それもぜひ含めるべきだというふうに私は思うのですが、いかがですか。

○伊藤(榮)政府委員 御指摘の再審の問題につきましては、再審開始決定までこぎつけるまでのいろいろな手続、たとえば現在国選弁護人の制度がないとか、いろいろな問題がございますので、再審問題に関する手続あるいは制度上の改正を要するのではないかというような点もございまして、現在研究を続けておるところでございますので、その過程におきましてただいま御指摘いただきましたことをよく拝承しておきたいと思っております。

○西宮委員 私が特にこのことを強調する理由は、無論被告人の経済性の負担を救うとかそういう点もありますけれども、同時に、このことは弁護士のその防御活動を活発にさせるということです。のそれに重大な役割りを果たすわけですね。ですから、これはもしその弁護士の防御活動と、いうのが活発に行われることになれば、こういう無実の冤罪者を生ずるというようなことがなしたくなってしまうのです。私もこれもこの前ここで指摘をしたことがあります、例の島田事件の赤堀政夫なんと済む場合も相当あるのではないかというふうに思ふわけです。私もこれもこの前ここで指摘をしたことがあります、例の島田事件の赤堀政夫なんという人の場合は、最初にちゃんと弁護士がついて防御活動をやるというようなことがあれば、恐らくああいう結果にはならなかつたのだろうと思う一例であります、そういう例は幾らでもあると思う。だから無罪を事前に防止するというためには、当然にその弁護人の防御活動というものに期待しないわけにいかないわけですから、そういう点で重大な意味を持つておるというので、私は、この制度がせつかく生まれた機会に、もつと

もつといま指摘をしたような点についてこれが適用されるというふうにしてもらいたいというふうに思うわけです。局長は、いま私が申し上げたことも十分念頭に置いて大いに考えようという御答弁がありましたので、それについての大蔵のお考えを伺っておきたいと思います。

○瀬戸山国務大臣　捜査なりあるいは裁判によって無実になる裁判の結果、それによつて非常に迷惑がかかるることは事実でございますから、理論的にはいま西宮さんがおっしゃつたようなことは当然考えなければならぬ問題だと思ひます。ただ裁判になつてからの費用、その前の費用、どの辺で限定するかどうかいろいろいろいろむずかしい問題があると思いますから、これは十分考慮して検討を進めたいと思います。

○西宮委員　終わります。

○鴨田委員長　次に、安藤巖君。

○安藤委員　刑事補償法の今回の補償金額の改定問題についてまずお尋ねしたいのですが、先回の各委員の質問に対する答弁でいろいろ説明がなされたのですが、今回の補償金額の改定増額は、常用労働者の一日平均現金の給与額、それと消費者物価指数の上昇率から指數をそれぞれ求めて、足して二で割つて一二九・二という指數を出して、それを掛けたのだという御説明がありました。

ところで、その説明にありました昭和五十年と昭和五十三年——昭和五十年というのが前回改定されたときだから、これを一つ基準にとられたということはわかります。そして昭和五十三年度常用労働者の一日平均の給与額をはじき出された。その差額はいいのです。今回の改定の上がり方の一二九・二という指數そのものには一応納得いくのですけれども、問題は、昭和五十年のときの改定された補償金額の上限は三千二百円なんです。だから、もうすでにこのとき五百九百七円と三百二百円というふうに相当大きな開きがあるわけですね。ところが、そのときに改定の平均現金給与額は、資料にもありますし、先回答弁していただいたのによりますと、五千九百七円とあるわけです。ところが、そのときに改定された補償金額の上限は三千二百円なんです。

ですね。だから五千九百七円と、五十三年の推定の七千六百七十三円とを比較して指數を出してくるというのは——そもそも五千九百七円と五十年の改定のときの上限の三千二百円という大きな幅がありますから、これもすでに問題があるのではないかと思うのですよ。だから昭和五十年に上限が三千二百円、そして下限が八百円というふうに改定されたときは、どういう根拠に基づいてこういうような金額の改定になつたのか、まずお尋ねしたいと思います。

○伊藤(榮)政府委員 昭和五十年の改正の前改正是昭和四十八年に行われております。昭和五十年の改定のときは、今回と同じような方式で、昭和四八年を基準にして同じような計算をして、いまの金額にさしていただいたということでござります。

○安藤委員 それでは、ちょっとさかのぼってお尋ねしたいと思うのですが、御承知のように昭和二十四年の戦後の国会で、改めて刑事補償法として成立を見たわけですね。そのときは、刑事補償金額が一日二百円以上四百円以下ということに決められたわけです。その当時、常用労働者の一日平均の賃金は幾らであったのか。恐らくそれを基準にされたと思うからそろそろお尋ねするのですが、あるいはほかに補償金額を算定される根拠といいうものがあったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○伊藤(榮)政府委員 昭和二十四年五月の時点の立法でございますので、そのころの賃金というものが、思い起こしてみると、このころは大変経済変動の激しいときでございまして、なかなか定まった把握ができなかつたようでござりますが、その当時、立法者がまず念頭に置きましたのは、旧刑事訴訟法のもとにおきまして陪審員の日当が五円であったことを横目でにらみながら旧刑事訴訟法の補償金額が決まつたというような歴史をまず考えまして、それからその五円というものに対して、昭和七年から昭和二十四年にかけましての賃金、物価の騰貴率、これを掛けますとどう

—

なるか、こういう数字をまず考える。それから百二十円に当時なつておった。鑑定人の日当が二円以上十円以内というのから三百六十円以内になつておつた。すなわち、それぞれ六十倍とか三十六倍になつておつた。この数値で補償金額を計算しますと、一日三百円から百八十円という数字が出たようでございまして、それらをにらんで、この程度であれば一応定額的な補償と言ひ得るといきわめて常識的な判断。先ほどどなたかおっしゃいました達觀というようなものを交えて、二百円以上四百円以下というふうに決めたようでございます。当時としては、先ほど申し上げましたように非常に物価変動が激しく、賃金も変動が激しいという状況でありましたので、ある程度常識的達觀といいうもの要したのではないかと思つております。

労働省の方の報告書で出てきておるわけです。ここでさらにぐっと差が開いて、二倍近くも差があるわけですね。だから、いま達觀とおっしゃったのですが、この補償金額をずっとにらみながらやってきたのなら、こんなに開きは出てこないはずじゃないかと思うのです。だから、一体その辺はどうなつておるか、どうしてこんなになつたのかということをまずお尋ねしたいのです。

○伊藤(榮)政府委員 昭和二十四年当時の数値をいろいろ見てみると、そのころは物価の騰貴が非常に激しくて、反面、賃金の伸びがこれに追いつかない状態の時期であったよう思います。したがいまして、当時の物価の上がり方と賃金の上がり方というものを平均化してながめますと、必ずしも不合理なものではなかったのじゃないか。ただ何分、賃金が物価の騰貴に追いつかない時代でありましたから、補償金の額の方が賃金を上回ったということであらうと思います。じゃ、賃金だけ考えてスライドさせるのがいいか、消費者物価といふものも見ながらスライドさせるのがいいか、いろいろ御議論のあるところだと思いますけれども、一応両方見ながらスライドさせていくのが妥当であろうということで現在まで来ておるわけですが、確かに御指摘のように、賃金がどんどん上がり物価が余り上がらないという時期になりますと、平均賃金と補償金額との差が目立つわけでございまして、また逆の事態になればその差が詰まってくるというようなことでございまして、将来の方式としてはこれがいいのか、何かもっといい方法があれば考えてみるとことはやぶさかではございません。

○安藤委員 そうしますと、いま私が具体的に数字を挙げて、相當な開きがある——これは労働者の平均賃金を基準にしてお話ししたのですけれども、その開きの理由の一つは、物価に相当変動があつたので、その物価と一緒にして計算をした結果こういうような開きが出てきたのじゃないかと、いうような趣旨にとれるのですけれども、いろいろ今までの御答弁によると、刑事補償というの

故意、過失なしといふことでやつておるのだといふお話をなんですね。だから、損害をてん補するものでなければおかしいと思うのですね。だから、一つの大きな基準として考えられるのは、労働者の一日平均の賃金——抑留される、拘禁されると、これは完全に逸失利益ですね、だからまずこれを考へるべきじゃないかと思うのです。ところが、物価の方はどうこうというのですが、それを一応抜きにしても、まずそれは逸失利益として確保されなければならぬ補償だと思うのです。それが平均賃金と比べてみると、先ほど言いましたように相当な格差があるということになると、刑事補償の本質——いうものがこの金額では失われてきているのではないかと思うのですが、そういうふうにお考へになりませんか。

○伊藤(榮)政府委員 いろいろな観点があると思ひますけれども、身柄の拘束を未決の段階で受けたということから必ず無収入になると限つたものでもないわけでござります。また一定型化して補償するという場合に、一体どの程度とりあえず補償すれば足りるのか、こうしたことになりますと、現在の刑事補償法の考え方を抜本寒源的に考え直さない限りは、従前の金額に対して合理的なスライドといいますか、そういうことをやつていくのがますます相応ではないかと、いう考え方でやつておるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、そういう合理的なつもりでやつておる数字が、計算が、結果においてきわめて異常な事態になるというようなことになるとしますれば、何らか抜本的な検討をする必要はあるうかと思つておりますが、いまのところは従来方式でやつてみて、まあまあいい線ではないかというふうに思つておるわけでござります。

○安藤委員 まあまあいい線じやないかとおしゃるけれども、いま私が言いましたように、相当な開きがあつて、これでは損害を賠償するという趣旨から大きく外れているということは数字の上

からいつてはつきりしていると思うのですね。今度改定される場合でも、上限が四千百円以下ですね。ところが、労働者の昭和五十二年のを見ましても一日平均七千三百二十一円、相当な開きが出たことは、もう明らかのことだと思うのですが、じや抜本的にどういうことを考えるべきかということはまだ具体的に考えておらないですか。

○伊藤(第)政府委員 御承知のように、このところたとえば石油ショック等から非常な物価の変動がございまして、最近ようやく物価も鎮静化しており、かつ賃金の上昇率もだんだん小幅なものになるのではないかと言われておるわけでござります。したがいまして、この両者が比較的鎮静化した数年間を見て、そして数字をはじめて、なおかつ非常におかしい事態であるということであれば抜本的に考えなければいかぬだろう、その場合には、御指摘をいただいたようなことをやはりよく頭に入れて見直すべきであらうと思います。

○安藤委員 抜本的に考えていただかなくてはいけぬと思うのですが、先ほど、昭和六年ごろの補償金額五円という算定をされたいいろいろな根拠みたいなことをおっしゃったのですが、その戦前の昭和六年にできた刑事補償法では補償額五円ということになつております。この当時、先ほどいろいろな根拠をおっしゃったのですが、常用労働者の方の一日当たりの平均賃金から見ると、わりといい金額だと思います、この五円以内というのは。これまでのいろいろな細答弁によりますと、戦前はいわゆる者は不法を犯さずということで、恩惠的なものとして刑事補償というものを考えておったということなんですが、それが戦後まさに刑事補

償法という法律がしっかりと見て、無罪の判決を受けた被害者、元被告人の人たちの方から補償金の請求をするという権利としてこれは出てきたわけですね。認められるようになつたわけです。ところが、今まで申し上げてまいりましたような金額だとすると、権利として認められておりながら、これは逆にその中身が権利として位置づけられないという結果になつていると言わざるを得ないのですね。だから、これは早急に抜本的な改善をしていただきたいというふうに思うのです。そこで、少なくとも上限の補償金額は平均賃金と同等ぐらいのところまでやはり引き上げなくてはおかしいのじやないかと思うのです。それはもうすぐ統計で出てくるわざですから、そういうよろしくお聞きください。

しかし、本当はこれは私は大分遠慮した言い方でございまして、いろいろ法務省当局の御答弁の方にもこれまでありましたけれども、これは賃金その他の物質的な損害をてん補する、賠償するんだという意味合いのほかに、精神的な苦痛に対しても償うんだというのも含まれているのだといふ話がございましたね。まさにそのとおりで、刑事補償法の、御承知だと思ひますからあえて言わなくていいかと思うのですが、念のために、これは第四条で、刑事補償の請求があつたときは、裁判所は「本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失」、これは逸失利益に入ります。それから「精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに」云々と、それぞれの事情を考慮して、そしてこの金額の範囲内で決めるんだということになつておられるわけです。だから、上限が労働者の平均賃金の額ということで、平均賃金の額で決められておるということ、せめてそこまではやつてはいるということを私はいま申し上げておるのであるが、本来のそういう慰謝料とかなんとかいう精神的なものを含めると、もっとそれを上回らなくなつておられるわけです。だから、そういうふうな意味も含めて抜本的

な改正をしていただくように――先ほどそういうことも考へなければならぬとおっしゃつたのです。が、まさにこれはそういうような異常な金額になつてゐると思うのです。だから、そういう認識金額だとすると、権利として認められておりながら、これは逆にその中身が権利として位置づけられないという結果になつていると言わざるを得ないのですね。だから、これは早急に抜本的な改善をしていただきたいというふうに思うのです。そこで、少なくとも上限の補償金額は平均賃金と同等ぐらいのところまでやはり引き上げなくてはおかしいのじやないかと思うのです。それはもうすぐ統計で出てくるわざですから、そういうよろしくお聞きください。

○伊藤(築)政府委員 現在異常な事態になつてゐるとは思ひませんし、現在御提案申し上げておる金額が、今日の時点では合理性のあるものだと思つておりますが、前回の御審議の際にもちょっと出てまいりましたけれども、たとえば西ドイツのよう上位を書いてないところもあるわけでした、それらの国の運用の実情、上位を書いてないところになつておるか、こういうことも調べてみたいと思っておりますし、十分研究してしかるべき措置をとりたい、こういうことでござります。

○安藤委員 現在のところは刑事補償法の改正ということで、改定金額を示して国会の審議に採決を求めておられるわけですから、直ちにじやあ金額を改めて安藤委員が言っておるようこれだけにしますといわゆるにはまいらぬと思うのですが、近いところで、いまおつしやつたような方向で補償金額を上げるようもう一度この刑事補償法の改正ということで提案をされる御意思はあるのかないのか、このことを強く要求して、これは大臣にお尋ねしたいと思うのですがいかがでしょうか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 先ほどお答え申し上げましたとおりに、補償請求できるはずの方々が必ずしも全員が請求されないのはなぜかといふ原因について、格別の調査をしたわけではございませんし、こういう理由であるといふにはつきりと申し上げられる理由を把握していないことがあります。

○岡垣最高裁判所長官代理者 先ほどお答え申し上げましたとおりに、補償請求できるはずの方々が必ずしも全員が請求されないのはなぜかといふ原因について、格別の調査をしたわけではございませんし、こういう理由であるといふにはつきりと申し上げられる理由を把握していないことがあります。

○安藤委員 そういう説示のやり方あるいは場所等々については、裁判官会同できちつと、こういふ方法でやつたらどうかということで、大体方針、やり方としては意思統一なされておるわけですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 これは個々の裁判所の判決のやり方でございますので、意思統一とかなんとかいうことをどうこうするということはやつておりませんで、ただ、こういうことが国会でも指摘されております、したがつてこういう点については言い渡しのときに御留意願いたいと思います」ということを私どもが事務当局の立場として情勢の説明といいますか、そういうことをする

○安藤委員 直接判決言い渡しの手続とはちよつと違うと思いますからお尋ねしたのですけれども、そういうことで徹底をしていただいておると

○安藤委員 ところで、刑事補償の金額というのは裁判官がお決める、だから最高裁の予算の方から出されるとなると、そういうことで徹底をしておきます。

○安藤委員 した。それで私ども刑事事局としましては、毎年全

國の裁判官の会同などござりますので、その際

に係官の方で、無罪の判決の宣告をした場合に是、刑事補償法の適用がないことが明らかに事件で無罪になつて、その刑事補償の請求をすることができる人、その対象ですね、ところが補償

確定すれば刑事補償の請求をすることができるとすよ、その請求期間もこういふものでござります。

○安藤委員 そういう方法をとっております。

○安藤委員 次の問題に移りますが、先ほど西宮

委員の方からいろいろ質問されまして、これは最

省との予算の折衝のことと踏まえてこの金額はいろいろお考えになつておると思うのです。だから、そういう大蔵省との予算折衝の見通しとか何かも踏まえて補償金額というものを決めになつてゐるのかどうかということをまずお尋ねしたい。

○岡垣最高裁判所長官代理者 御承知のとおりに予算として審議されているもの、これは裁判所が最終的にこれでいいというふうに考え、そしてまた法務省あるいは大蔵省とも詰めた上で要求といふ形で出したものでございますが、それに至るまでの過程というのは、これは概算要求の段階からいろいろな過程がござります。そして一応の要求をし、それからほかの、たとえば理論的には直接の関係はございませんけれども、証人日当等の関係だと、いろいろなものをにらみながら現在の数字に落ちついた、こういうことになるわけでございます。

○安藤委員 そうしますと、最高裁は別だとおっしゃるのかもしれませんが、普通の各省庁が大蔵

省に予算を当初要求をされる、あるいは概算要求をされる、いろいろ折衝されるということだとす

るが、これよりもっと高い金額じやなかつたのですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 仰せのとおりでござります。

○安藤委員 そうしますと、最初要求されるとき

はいまの四千百円よりも高い金額が上限としては

一日当たりの刑事補償金額としては妥当であると

いうふうに最高裁判所としてはお考えになつたと

いうことになりはしないのですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 刑事補償は、故意、過失がなくとも定型的に補償するというものでございますが、故意、過失があればこれは国家

賠償でその損害の金額を補償される。故意、過失

がない場合にどの程度の定額的な補償をするか、

その補償の仕方から、額から、これは政策決定の問題でございまして、言うならばボリシーの問題でございます。したがつて、それについて最高裁判所の方で決定的にどうのこうのという筋合いは本來はないわけでございます。ただし、予算を持つて関係上、また相手方がある関係上、こ

れぐらいどうだらうかという線を出すわけでござりますけれども、しかし、本当に詰めたところそ

の段階でもうこれ以外考えられないとか、これが絶対妥当であるとかいうふうに考えていてはございません。突き詰めていけば現在の額が妥

当といふのはないわけでございますが、しかし、できればこうなつた方が好ましいかなという

ことはもちろんあるわけでございます。

○安藤委員 いまいろいろおつしやったのですけれども、最高限四千百円よりも高い金額であつた

ということになれば、これは実際には幾らをお考

えになつておつたのかということをお尋ねしたい

のですが、それが刑事補償金額としては妥当だと

いうことでおはしきになつた。

先ほど一二九・二という指數を掛けてこうなつたんだというこれまでの何回もの御答弁が法務省の方からありました。そして、いま私が金額的に

おかしいじやないかとお尋ねしたのですが、異常な事態だと思っておられないということもあつたのですが、どうも大蔵省との交渉の結果、その

予算の配分の関係で補償金額というものが決まつてくるということになるとすると、これは本当に

そういう被害を受けた人に対する損害のてん補と

いうことではなくて、先ほどボリシーとおつしやつたのですが、まさにそういう予算の関係で

これが決まってくるということになつて、全く逆じゃないかと思うのですが、その点いかがですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げま

したとおりに、裁判所としましては、これが絶対にこうあるべきであるということだが、たとえば法

律の適用なんかで出てくるような性質のものでな

いこともまた事実でございますので、どれくらい

が適当であろうか。それで、いろんな、たとえば

問題でございまして、言うならばボリシーの問題でございます。したがつて、それについて最高裁判所の方で決定的にどうのこうのという筋合いは

本來はないわけでございます。ただし、予算を

持つて関係上、また相手方がある関係上、こ

れぐらいどうだらうかという線を出すわけでござりますけれども、しかし、本当に詰めたところそ

の段階でもうこれ以外考えられないとか、これが絶対妥当であるとかいうふうに考えていてはございません。突き詰めていけば現在の額が妥

当といふのはないわけでございますが、しかし、できればこうなつた方が好ましいかなという

ことはもちろんあるわけでございます。

○安藤委員 いまいろいろおつしやったのですけれども、最高限四千百円よりも高い金額であつた

ということになれば、これは実際には幾らをお考

えになつておつたのかということをお尋ねしたい

のですが、それが刑事補償金額としては妥当だと

いうことでおはしきになつた。

先ほど一二九・二という指數を掛けてこうなつたんだというこれまでの何回もの御答弁が法務省の方からありました。そして、いま私が金額的に

おかしいじやないかとお尋ねしたのですが、異常な事態だと思っておられないということもあつたのですが、どうも大蔵省との交渉の結果、その

予算の配分の関係で補償金額というものが決まつてくるということになるとすると、これは本当に

そういう被害を受けた人に対する損害のてん補と

いうことではなくて、先ほどボリシーとおつしやつたのですが、まさにそういう予算の関係で

これが決まってくるということになつて、全く逆

じゃないかと思うのですが、その点いかがですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げま

したとおりに、裁判所としましては、これが絶対に

こうあるべきであるということだが、たとえば法

律の適用なんかで出てくるような性質のものでな

いこともまた事実でございますので、どれくらい

が適当であろうか。それで、いろんな、たとえば

問題でございまして、言うならばボリシーの問題でございます。したがつて、それについて最高裁判所の方で決定的にどうのこうのという筋合いは

本來はないわけでございます。ただし、予算を

持つて関係上、また相手方がある関係上、こ

れぐらいどうだらうかという線を出すわけでござりますけれども、しかし、本当に詰めたところそ

の段階でもうこれ以外考えられないとか、これが絶対妥当であるとかいうふうに考えていてはございません。突き詰めていけば現在の額が妥

当といふのはないわけでございますが、しかし、できればこうなつた方が好ましいかなという

ことはもちろんあるわけでございます。

○安藤委員 となりますが、当初要求あるいは概算要求で、最高裁

判所が刑事補償金額一日幾らというふうに出して

おられた金額は幾らでしたか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 上限六千円という

ふうに考えております。(安藤委員「下限は」と呼

ぶ) 下限千円、上限六千円ということでございま

す。

○安藤委員 となりますが、最高裁判所として

は、千円以上六千円が今回の改定としては妥当な

額であるということをお考えになつておつた

といふうに私は思うのです。だから、こうなり

ますと、いよいよ今回の改定額というものは全く

なぜこうすることになるかということを反省い

実情に合つていらない金額であるということも出でるのじゃないかというふうに思うのです。いま、この法律案ですぐそりうるようになります。いま、この法律案ですぐそりうるようになります。

が、日当との関係だとかいろいろなものとの関係でござります。したがつて、それについて最高裁判所の方で決定的にどうのこうのという筋合いは

が、先ほどから申

し上げておりますように、近いうちに、大臣の方

からも御答弁がありましたが、改めて実情に沿う

べきだということを重ねて御要望しておきます。

次の問題に移りますが、先回稻葉委員が

いろいろ質問をしておられたのに對しまして、法

務省の方から御答弁があつた中で、いわゆる無罪

の話があつたんですね。無罪率で、通常事件

が、全部はもちろん申し上げませんが、たとえば

九%でございますか、あれが出るまでの間には、

政府見通しという、これも見通しでございます

ね。それから指数と申しましても、たとえば五十

三年度はいろいろな操作によつて推定するとい

う

ことでもござしますし、ですから、そういうたも

うことでござります。そのようなことで、あれこれ試

行錯誤しておつたということでありまして、何

だけ申し上げておきます。

も、本来こうなければいかぬなと思ひながら、予

算の関係でこんなことでしようがないがとあきら

めている、そういうものではございません。それ

だけ申し上げておきます。

○安藤委員 予算の関係であきらめていただい

たや困るのですが、一二九・二といふ指數を掛け

るという計算は、当初要求を最高裁判所がされ

ることにもうしておられたのですか。大蔵省と折衝

されて、なるほどこのくらいの数字でないとい

うことでなつてきたのではないですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 当初要求のときに

ころにもうしておられたのですか。大蔵省と折衝

されて、なるほどこのくらいの数字でないとい

うことでなつてきたのではないですか。

○安藤委員 それから、先ほど私がお尋ねしてお

りますが、当初要求あるいは概算要求で、最高裁

判所が刑事補償金額一日幾らといふうこと

でござります。

○岡垣最高裁判所長官代理者 おられた金額は幾らでしたか。

○安藤委員 は、いま出している一二九・二といふ指數、そ

ういう数字は確定していなかつたと思うのです。

○岡垣最高裁判所長官代理者 それから、先ほど私がお尋ねしてお

りますが、当初要求あるいは概算要求で、最高裁

判所が刑事補償金額一日幾らといふこと

でござります。

○伊藤榮(政府委員) 第一審で裁判が行われ、終

結しました事件というものの数が総体が大きくな

りましたけれども、そういうことも含めてもう一回説

明していただきたいと思うのです。

○伊藤榮(政府委員) 第一審で裁判が行われ、終

結しました事件というものの数が総体が大きくな

りましたけれども、そういうことも含めてもう一回説

明していただきたいと思うのです。

○岡垣最高裁判所長官代理者 数字自体が非常に少ない上に、年によってばらつき

がござりますから、これに対する無罪の百分比

テージを論じまして余り意味ある数値にはなら

ぬと思います。しかしながら、具体的に事件を見

てみると、凶器準備集合罪という罪名で起訴し

た事件の中に、無罪になつたものがある程度普通

の場合よりも目立つてこのことはまた事実でござ

ります。

たしてみますと、凶器準備集合罪の事件と申しますのは、そのほとんどが取り調べに対し黙秘のまま公訴の提起に至るというような状況でございまして、公判廷におきまして全く予想しなかつたような弁解が出るということが多いわけです。無罪になっております主なるものは、共謀関係を裁判所は否定された、要するに共謀共同正犯の範囲から脱落したというようなことで無罪になつた者が、共謀による共同の行為であるということで認定して、黙秘のまま起訴しまして、公判廷で、いや、自分はあそこにたまたま居合わせただけとか、そういういろんな弁解が出来まして、捜査の段階で黙秘されておりましたために、完全に行き届いた裏づけ資料が得られなかつたということのために、そういう弁解を法廷で崩せない、こういう事例がときどきございます。そういうのが無罪として目立つ主な理由であるうと思います。

○安藤委員　いま無罪率のことをお尋ねしてみたのですが、一般的に今度は起訴率の方でいきますと、一般事件は九六%の起訴率だけれども、たとえば内ゲバ事件のような凶器準備集合なんかも案外入るのじゃないかと思うのですが、そういうものの起訴率は四〇%から五〇%くらいだというようなことはよく言われておりますね。だからこれは検挙率も低いじゃないかというふうに言われておるよう私も聞いておるのでけれども、その点はどうなんですか。

○伊藤(榮)政府委員　極左過激派の犯しますもろもろの事件、これは言葉がおかしいのですが、近視眼的に見ますと、検挙率が非常に低いわけですね。といいますのは、被害者も捜査に協力しない、それから犯人も皆日見当がつかないという状態から捜査が始まりますから、捜査に相当の年月を要します。そこで、大きっぽく言えば、一年おくれ二年おくれでやっと検挙ができる、こういう状況でありますので、相当な期間を――長期的に

見ますと、ある程度の検挙は見ておると思います。ただ、それにしましても、ただいま申し上げましたような捜査上の難点から、一般的の事件に比して検挙率が低いということは遺憾ながら認めざるを得ません。今度、検挙になりました者も、これも先ほど申しましたように黙秘戦術の壁といふものにぶつかりますほかに、たとえば内ゲバ事件ですと、被害者も黙秘しておるというような状態で、これが君を襲った犯人であるかどうかといふいわゆる面通しもできない。そういういろいろな証拠収集上の制約がござりますために、鋭意情況証拠その他を得て訴追するようにしておりますけれども、これも遺憾ながら一般の刑法犯に比して起訴率が低い、こういう状況でございまして、この辺は今後警察とも協力しまして、もう少し科学的な捜査方法を充実させてがんばらなければいけないと思っておるところであります。

しゃつたように、しつかりとこの点は腹を据えてやつていただきたいと強く要望しておきます。それから、前からよく問題になつておるのでですが、抑留、拘禁された場合に、そして無罪の判決の言い渡しを受けた場合の刑事補償法というようなことになつておりますが、身柄を抑留されなかつたというような場合にも、被告になつておった人が精神的な苦痛を受けるということは、これは法務省当局でも、伊藤刑事局長でもお認めになることだと思うのですね、これは相当な精神的な負担になると。それで、そういう場合の補償といふことも考えられるべきではないかというふうに思うのです。

罪の判決を受けてすらなおかつそういうような精神的な苦痛があるということからしますと、それから憲法四十条の、無実でありながら刑事訴追を受けたというようなことになってきた人を救済するという趣旨からすると、非拘束で無罪を受けた人を救済するということも考えてしかるべきではないかと思うのです。いまこの場では具体的にどうこうとすることは申し上げませんが、そういうような方向でお考えになることはできないかどうか、お尋ねしたいと思います。

○伊藤(憲)政府委員 その問題は以前からある問題でございまして、ただ刑事訴追を受けたというだけの方と、それから人間の自由というものを奪われた、身柄の拘束を受けたという場合とは質的に相当な差があるであろう。とりあえず身柄の拘束を受けた場合の補償を現在やつておるわけですが、考えてみますと、いま御指摘のような観点もあるわけでして、一つの研究課題であろうということで研究の結果、とりあえす一昨年、費用補償という制度を刑事訴訟法を改正して入れたわけでございます。これは不拘束の人ももちろん対象になるわけでございます。さらにこの趣旨を広めていくかどうかという点になりますと、広く、国の人行政処分等によって非常な損害を事实上受けられる方もありましようし、あるいは海難審判とか特許審決、こういうもので非常な不利益をこうむられる方もあるわけでございます。それらのものの横並びもよく見ながら今後の研究課題としてさら勉強を続けていきたいと思っております。

○安藤委員 被疑者補償規程のことをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

今回の改定によつてこの補償規程の方も連動して金額を改めていくことについては先ほど御答弁がありましたが、被疑者補償規程に基づく補償は、不起訴裁定主義の「嫌疑なし」それから「罪とならず」ですが、この一つだけということになつておりますね。これを、嫌疑不十分、という場合に拡大するというようなことは全く考えておられないのであるのかどうかということをお尋ねしたいのです。

○伊藤(榮)政府委員 捜査は裁判と違いまして、必ずしもことんまでシロ・クロ決着をつけるといふものでございません。したがいまして、嫌疑が晴れたわけではないのだけれどもさらず検査を尽くすまでもなく起訴価値がないという場合には、嫌疑不十分ということで処理をいたします。

したがいまして、その中身は必ずしも無実の人とは限らないという意味におきまして、嫌疑不十分まで補償の対象とするということは適当でないと思っております。逆に「嫌疑なし」という裁定主文が現在あるわけでございまして、本当に無実の人ならば必ず、嫌疑なし、あるいは、罪とならず、こういうふうにはつきりした裁定をして、裁定をしましたら必ず義務的に被疑者補償事件として立件をして立件をしろ、こういうふうにしておるわけでございます。

○安藤委員 被疑者補償事件として立件をするのは、その裁定をした——裁定はもとと上の検事さんがおやりになるのかされませんが、裁定主文を書いた、捜査を担当した検察官がおやりになるのですが、こういうふうにはつきりした裁定をして、裁定をしましたら必ず義務的に被疑者補償事件として立件をしろ、こういうふうにしておるわけでございます。

○伊藤(榮)政府委員 被疑者補償のその辺の仕組みをちょっと御説明しますと、個々の検事が事件を処理します。御承知のように検察官は自分の責任において事件を処理いたしますから、個々の検察官が不起訴裁定をいたします。それを決裁官が見ます。地方の検察庁ですと検事正、次席検事、これが見まして、内容が、嫌疑なし、あるいは、罪とならず、であるべきものが、嫌疑不十分、というようなことになつておりますと、指揮をいたしましたして、あるべき裁定主文に書き直させます。そういうふうにいたしております。内容を私どもでもチェックをして処理をする、これが、昭和五十一年から——といいますのは、五十

年十二月二十日にいわゆる法務省の皆さん方が言つておられる大臣訓令というのが出て以後、だから五十年からお尋ねするのですが、その被疑者補償事件として立件をされた数と、それから実際に補償をした人の数、それをお知らせ願いたいと思います。

○伊藤(榮)政府委員 昭和五十一年に新たに被疑者補償規程によりまして補償事件として立件した数が四十八、これに対しまして補償をいたしましたのが九、金額が十三万八百円。それから五十二年が、立件しましたのが四五、補償しましたのが七、金額が十六万七千三百円。五十三年が、立件が十、補償することにいたしておりますのが十

三、これは前年からの繰り越しが入りますから必ずしも数字が合いません。まだ支払っておらない分を含めて六十一万八千円。こういう状況でございます。

○伊藤(榮)政府委員 細かい数字を申し上げてもよろしいわけですが、さつと申し上げますと、たとえば五十年度で見てみますと、一番多い数字、補償しない理由として出できますのは、心神喪失による罪とならず、それから、もともと本人が虚偽の自白をしたため、たとえば身がわりで出でたようなために嫌疑なしになつた、それから、その事件は逮捕状に書いてある事件以外の事件で起訴されておると、この三つが大部分でございまして、中には、こちらから補償を差し上げると言つたのに辞退をした人が五人いる、こういうふうになつておりますと、立件されましたものが全部法務大臣あてに報告がなされまして、その内容を私どもでもチェックをして処理をする、こ

ういうふうにいたしております。

○安藤委員 そういう訴追関係はわかりましたね。だから、そういう場合でも一応補償事件とし

て担当検事が立件はするわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 とにかく、罪とならず、嫌疑なしなら全部立件しろ、こう言つておりますから、当該被疑者が他人の犯罪をしょぼって身がわりで出てきたようなものでも一応立件する、こういふことになつております。

○伊藤(榮)政府委員 そこで、担当検事がおやりになると、いうことで、次席検事さんがいろいろ裁定をなさるということですけれども、これはよくある事例で、私もちょくちょく経験するのですが、被疑者補償の関係については具体的に知りませんから、これは一つの推定としてお話しするのですが、労働議論があつて、どういうような被疑事実かどうか

か知りませんが、とにかく逮捕する、そして不起訴になる場合——これは不起訴になる場合がわりぬ、だから、嫌疑不十分あるいは起訴猶予といふことになれば、被疑者補償をやらなくてもいいと、うことになれば、そういうふうに事実関係を適当にして、そして被疑者補償しなくとも、立件しなくていいようになります。私が幾つか経験した中でもそういふことが多いのです。私が幾つか経験した中でもそういふことがあります。私は、この現地における判断に對して

かく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶予になつたような人も申し出でられています。そういう事件を含めて判断しておるわけになります。方針は、申し出の有無にかかわらず、とにかく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人が代理人となつて申し出でございます。この現地における判断に對して

かく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人も申し出でられています。そういう事件を含めて判断しておるわけになります。方針は、申し出の有無にかかわらず、とにかく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人が代理人となつて申し出でございます。この現地における判断に對して

かく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人も申し出でられています。そういう事件を含めて判断しておるわけになります。方針は、申し出の有無にかかわらず、とにかく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人が代理人となつて申し出でございます。この現地における判断に對して

かく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人が代理人となつて申し出でられています。そういう事件を含めて判断しておるわけになります。方針は、申し出の有無にかかわらず、とにかく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人が代理人となつて申し出でございます。この現地における判断に對して

規定もあるわけですね。被疑者補償規程の四条の三号ですか、「補償の申し出があつたとき。」これが被疑者になつた人の方から補償の申し出があつた場合をいうのかということ。

時間がありませんからもう一つお尋ねするのですが、補償立件されたけれどもだめだつたというような場合に、法ということになると行政不服とかいうことでいろいろ問題があるので、というお話を前からありましたが、上級の検察庁へ不服申し立てをするとか、そういうような方向でお考えになることはできないかどうかも含めてお尋ねします。

○伊藤(榮)政府委員 被疑者であつた人、あるいはその弁護人であつた人が代理人となつて申し出がある場合もございます。いま私どもがとつておる方針は、申し出の有無にかかわらず、とにかく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人が代理人となつて申し出でられています。そういう事件を含めて判断しておるわけになります。この現地における判断に對して

かく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人が代理人となつて申し出でられています。そういう事件を含めて判断しておるわけになります。方針は、申し出の有無にかかわらず、とにかく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人が代理人となつて申し出でございます。この現地における判断に對して

かく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人が代理人となつて申し出でられています。そういう事件を含めて判断しておるわけになります。方針は、申し出の有無にかかわらず、とにかく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人が代理人となつて申し出でございます。この現地における判断に對して

かく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人が代理人となつて申し出でございます。この現地における判断に對して

かく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人が代理人となつて申し出でございます。この現地における判断に對して

かく立件しろ。今度は、申し出でられた方の中には、起訴猶子になつたような人が代理人となつて申し出でございます。この現地における判断に對して

いたしました。

○鶴田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○鶴田委員長 これより討論に入るのであります

が、討論の申し出がありませんでしたので、直ちに採決

いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨田委員長 次回は、来る四月四日火曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

法務委員会議録第七号中正誤

下段行誤

正

五
四
未
一
六
九
二
三
人によつたは
人によつては
かりまして、
かりまして、
一人の証人
一人の証人

昭和五十三年四月十二日印刷

昭和五十三年四月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A